

会 議 録

会議名	令和5年度山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会															
開催日時	令和5年11月15日(水)午後3時00分～午後4時30分															
開催場所	山陽小野田市役所3階小会議室															
出席者	<p><委員></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">小野田心和園</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">院長</td> <td style="width: 40%;">柴田朋彦</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市民病院</td> <td style="text-align: center;">副院長</td> <td>脇阪敦彦</td> </tr> <tr> <td>長生園</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>美濃康之</td> </tr> <tr> <td>小野田老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>赤窄千香子</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td>荒川智美</td> </tr> </table> <p><事務局></p> <p>福祉部長 吉岡忠司、福祉部次長兼高齢福祉課長 尾山貴子、 高齢福祉課長補佐 竹内広明、高齢福祉係長 藤永一徳、 高齢福祉係 蕎麦谷智美</p>	小野田心和園	院長	柴田朋彦	山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦	長生園	施設長	美濃康之	小野田老人ホーム	施設長	赤窄千香子	地域包括支援センター	所長	荒川智美
小野田心和園	院長	柴田朋彦														
山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦														
長生園	施設長	美濃康之														
小野田老人ホーム	施設長	赤窄千香子														
地域包括支援センター	所長	荒川智美														
欠席者	山口県宇部健康福祉センター 所長 前田和成															
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 辞令交付 2 福祉部長挨拶 3 会長・副会長の選出 4 会長挨拶 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度の入・退所者について (2) 被措置者継続判定について 															
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ ・令和4年度の入・退所者について ・令和5年度老人ホーム入所者生活記録報告書 (小野田老人ホーム、長生園、市外施設) ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会委員名簿 ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会規則 															
結果	<ol style="list-style-type: none"> 1について 福祉部長が辞令交付を行った。 2について 福祉部長が挨拶を行った。 3について 会長に赤窄委員、副会長に美濃委員を選出した。 4について 赤窄会長が挨拶を行った。 															

5 (1) 令和4年度入・退所者について

事務局が資料に沿って報告した。特に質疑はなかった。

5 (2) 被措置者継続判定について

市内の小野田老人ホーム及び長生園の入所者について、要介護認定を受けている者や精神疾患を患っている者、その他気になる者等の状況を重点的に両施設長が説明を行った。また、市外施設（博愛園、春光苑）の入所者については事務局が説明を行った。

(質疑)

委員：入所者の中に在宅酸素療法の酸素流量が5 L/分の方がいるとのことだが、施設で対応できているのか。

委員：(該当の入所者については)入所の受け入れの判断をする際にも非常に迷い、職員間でも協議した。しかし、家庭の事情が複雑であり、早急に自宅を出なければならぬ事情があった点をまず考慮した。また、在宅酸素療法を行っている点以外は自立しており、自宅から距離のある医療機関まで自分で自動車を運転して行かれていた。主治医も、施設入所か入院かで迷われたようだが、年齢と、生活は自立されている点から、施設入所を勧められたという経緯があった。したがって、一旦入所を引き受けて、様子をみている状況である。入所後、居室を食堂に近い部屋にしているが、数メートルの歩行でも息が上がる状態であるため、その時に酸素流量を7 L/分～10 L/分に自分で上げている。恐ろしい状況であるが、本人は酸素流量の自己管理ができており、酸素の業者も週に3回医療用の酸素を届けに来て、酸素ポンベの管理をしてくれている。受診についても、施設から遠い医療機関を受診していたが、施設から近い医療機関に変更してもらい、受診の待ち時間の対応等も考慮してもらいながら、なんとか生活ができている状態である。本人も酸素が切れたら後がないという自覚はあり、覚悟して生活しておられる。

委員：長生園の入所者に、全盲の方とほとんど全盲に近い状態の方がいるようであり、春光苑が視覚障害者の対応ができる施設であるが、春光苑ではなく長生園で受け入れを行っている理由はあるのか。施設としての対応の課題などはあるのか。

委員：(質問のあった2名の入所者は)市役所の現在の業務担当の前の担当の際に入所されている方である。

全盲の方については、入所時点では、まだ目が見えている状態であった。徐々に視力が低下し、現在は全盲状態になられてから概ね1年が経つところである。食堂やトイレ

への移動は、職員が付き添っているが、慣れた環境であるため、本人も食堂やトイレの場所はある程度把握されている。また、性格が穏やかな方であり、スタッフからも好かれている。家族については、山陽小野田市内の下関市からは少し距離のある場所に在住であるため、春光苑に住み替えをするとすると、援助が難しくなってしまう。そのため、現時点では住み替えは検討しておらず、今の状態をまとめると、長生園で対応できると考えている。

もう1名の、全盲に近い状態の入所者については、弱視であるが、自分1人で歩いて食堂まで移動できており、トイレにも自立して行かれている。元々は御夫婦で入居されており、妻は視力に問題がなかったが、今年の8月に他界された。その後は落ち込まれることもあったが、現在は元気に生活をされている。身元引受人は息子であるが、娘の方がとても熱心にお世話をされており、何かあるとすぐに駆け付けてくれるような状態。まだ長生園で対応できると考えている。

委員：職員体制という点で考えると、春光苑は視覚障害者の施設である一方で、長生園の職員の負担が気になったのが1点。もう1点は、長生園の入所者は要介護認定者の方が多い。要介護1の方が13人、要介護2の方が8人、要介護3の方が3人おり、職員の負担という点はどうか。

委員：最近元々要介護1の状態に入所される方も多くなってきている。また、現在休職中のケアマネジャーがいるが、その職員がケアマネジャー業務を担っていた時に、現場の職員からの、何かしら気になる点がある入所者については要介護認定を受けて状態をきちんと知りたいという声を受け、現場から声の上昇した入所者はすぐに介護申請をしていた。施設長は、最初はそのことに気が付いていなかったが、その職員が休職する前にケアマネジャー業務を手伝うようになった際に気が付き、サービス未利用者の申請はやめようという方針をとるようにした。介護度がついている方の中でも、特定入所者としてサービスを利用されている入所者は10名であり、介護が必要なのはその10名の方。他の方は、養護老人ホームの支援員として関わることができる範囲の、見守りや付き添いで対応できている。

委員：長生園の入所者の中に、去年の入所者判定委員会の際に、金銭的に余裕のある方がいるという話が出たが、その後1年経過し、要介護3の認定がおりた点もふまえて、今後についてどうか。

委員：去年の今頃その話があり、去年持ち帰って検討を行った。本人と甥に話をさせていただいたが、本人が長生園の入所

を継続したいという意向を話された。また、甥はあまり協力的ではなかった。その後、1か月後くらいに、本人が職員に対して、暴言や暴力行為を行ったことがあった。妄想や幻覚も関係していると思うが、逆セクシャルハラスメントのような状況であり、そういった行為があるのであれば施設を住み替えていただいてもいいと伝えると、落ち込まれていた。12月から介護度も3に上がるため、住み替えには丁度よいタイミングであり、本人の転倒による骨折の回復具合も見ながらではあるが、甥にはそろそろ住み替えはどうかと打診している。ただ、本人は長生園での生活を希望されているようであるため、様子を見ながら、今後歩けなくなったり、介護がより必要になったりするようであれば、住み替えをした方がよいと考えている。中には、金銭的に余裕がなく、困っている方もたくさんいる。特におむつ代が負担であり、排泄の問題がありおむつ代が1か月あたり1万円近くかかる方は、その方の年金が2万円程度だとすると、1万円はおむつ代でなくなってしまう。残り1万円の内、医療費、それ以外の日用品も必要であるため、苦しい生活をされている。

この方（昨年度から金銭的に余裕があると話のあった入所者）は、もともと多くの金銭を所持していたわけではなく、交通事故の保険金が入所後に入金されたために金銭的に余裕がある状態。可能であれば、今後は円満に住み替えを行っていきたいと考えている。今回、要介護3の認定がおりるため、本人と相談しながら進めていきたい。

会 長：現時点での入所者については、継続した入所措置が必要であると決定する。